

納税者権利憲章をつくる会／TCフォーラム

第30回定時総会 開会のあいさつ

益子良一(TCフォーラム共同代表／税理士)

2022年6月1日

ただいまご紹介いただきました共同代表をしております税理士の益子です。

昨年はコロナ禍で、初めてズーム配信ツールを使ったオンラインでの定時総会を開催しました。今年、リアル(対面)とオンラインのハイブリット方式で定時総会を開催します。

「納税者の権利憲章をつくる会」、通称「TCフォーラム」は、全国の市民・納税者、中小企業団体、税理士、弁護士、文化人、研究者などによって結成された団体です。

この会は、納税者(タックスペイヤー)の権利保護のため「納税者権利憲章」、「納税者権利基本法」および「税務行政手続法」の制定を目指して、広く世論を喚起し納税者の権利を確立することを目的としています。

定時総会で詳しくご報告しますが、コロナ禍ということもあって、2021年度は、運営会議はすべてオンラインで開催しました。また、納税者の権利に関連する7回にわたる政策勉強会もオンラインで開催しました。

また2021年度は、パンフレット『納税者支援調整官を使いこなそう』と、パンフレット『質問応答記録書とは何か』を作成・発行して、全国の会員その他税務行政に関心をもつ多くの方々に配付しました。このようなパンフレットを作成・発行したのは、現在ある納税者支援調整官制度を理解し、納税者が税務職員の対応に苦情がある場合にこの制度を積極的に活用していく、そして一連の活用を通じて制度に問題点が見つかれば改善させていく運動が大切だからです。

また国税通則法の改正により、課税庁は修正申告の懲罰(しょうよう)・勧奨をしにくくなってきており、更正処分するにしても慎重にならざるを得ない状況にあります。そこで、課税庁は、かわりの手法として、税務調査で、“税務版の供述調書”ともいえる質問応答記録書を利用し出しました。しかも、その利用を、所得税、法人税、消費税、相続税などさまざまな税金の税務調査に広げる方向にもあります。

そこで、TCフォーラムは、『質問応答記録書とは何か』というパンフレットを作成・発行しました。私たち納税者が、税務調査で税務署員から質問応答記録書作成に協力を求められたときにどう対応したらよいかなどを分かりやすく解説し、取り組み方を示しました。

デジタル化の時代を迎え、税務行政も大きく変化してきています。TCフォーラムは、これからのデジタル化の時代に合わせた納税者の権利利益の確立を目指す活動をしていきます。

定時総会の前段、記念講演では、TCフォーラムの運営委員でもあり東京税財政センター理事長の岡田俊明税理士に「インボイス導入問題を再点検する」というテーマでお話いただきます。その後、定時総会となります。

ここ都内、永田町の議員会館会議室にご参集のみなさま、全国各地からオンラインでご参加のみなさま、最後まで参加することをお願いしまして開会のあいさつとします。